

2018年度 東京都の融資制度と助成金など

総合事業支援センター 2018.8.1 (助成金:境野社会保険労務士作成)

融資メニュー		特徴	融資対象	融資限度	融資期間	保証料補助
小規模企業向け融資	小口	小口資金を調達	20人以下の事業者、この融資を含めて残高2000万円以下のもの	2000万円	運転7年 設備10年	小規模事業者1/2
	小口支援特例		商工会等の経営指導を1年以内に6か月以上受けたもの			
	短期つなぎ特例		経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたもの			
	小規模企業	事業資金を調達	30人以下の中小企業者	8000万円	運転7年 設備10年	—
経営支援融資	経営一般	売上げの減少、取引先の倒産、災害等に対応	①最近3か月の売上が前年同期比5%以上減少または見込 ②最近3か月の売上がH20/8月以前の同期比5%以上減少または見込 ③金融機関からの総借入金の前年同期比10%以上減少 ④倒産等の企業に事業上の債権を有している ⑤災害により事業活動に影響を受けている ⑥東京都知事が指定するもの	1億円	10年	小規模事業者1/2

助成金メニュー	目的	特徴	条件・対象	助成金額		
				増額無	増額有	
キャリアアップ助成金 (正社員化コース) ハローワーク・労働局	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接派遣社員を雇用する	6か月以上3年以下勤務の有期契約社員を正社員に転換すると1名につき57万円(生産性要件で72万円)	◎キャリアアップ計画の作成・提出 ◎正社員転換後6か月経過及び転換前の給与より5%以上のアップが必要 ◎正社員転換後の給与6か月分支給後に支給申請 ◎1年度1事業所当たり20人まで申請が可能(キャリアアップ助成金合計) ◎法人は雇用保険・社会保険の加入が必要		増額無	増額有
				①有期⇒正規	57万	72万
				②有期⇒無期	28.5万	36万
				③無期⇒正規	28.5万	36万
				※増額有は生産性要件を満たした場合		
キャリアアップ助成金 (パートタイマー向け) ハローワーク・労働局	有期契約のパート社員を無期契約のパート社員に転換	6か月以上勤務の有期契約の社員を無期契約の社員に転換すると1名につき28.5万(生産性要件で36万円)	◎キャリアアップ計画の作成・提出 ◎無期契約社員(パート)へ転換後6か月経過及び転換前の給与より5%以上のアップが必要 ◎無期契約社員(パート)転換後の給与6か月分支給後に支給申請 ◎1年度1事業所当たり20人まで申請が可能(キャリアアップ助成金合計)		増額無	増額有
				有期⇒無期	28.5万	36万
				※増額有は生産性要件を満たした場合		

助成金メニュー	目的	特徴	条件・対象	助成金額		
				増額無	増額有	
高年齢者雇用安定助成金 独立行政法人：高齢・障害 ・求職者雇用支援機構	有期契約の社員を 無期契約の社員に転換	50歳以上60歳未満で6か 月以上5年未満勤務の有 期契約社員を無期契約に 転換すると1名につき48 万円(生産性要件で60万 円)	◎雇用保険の適用者になっていること ◎無期契約社員(パート)へ転換後6か月の給与支給(月11日以上出勤)が必要 ◎無期契約社員(パート)転換後6か月経過後に支給申請 ◎1年度1事業所当たり10人まで申請が可能 ◎キャリアアップ助成金との併給調整あり(ダブル受給は不可)	有期⇒無期	48万	60万
				※増額有は生産性要件を満たした場合		

東京都正規雇用等転換 安定化支援助成金 正規雇用化推進窓口	国のキャリアアップ助成 金(正社員コース)に上乘 せして助成金を支給	一人につき20万円最大 60万まで助成。中退共 などの退職金制度を整 備すると10万円加算。	◎東京労働局管内に雇用保険適用事業所があり、東京都内に実際に勤務する事務所があってそこに勤務する従業員が対象 ◎国のキャリアアップ助成金正社員コースの支給決定を受けること ◎新たに退職金制度を整備し、就業規則(退職金規程を含む)を労働基準監督署へ届け出た場合、又は新たに中退共制度に事業主として加入した場合、10万円を加算します。	助成金額		
				国	都	
				①有期⇒正規	57万	20～60万
				※支給額は、国と都の合計額となります		

● 申請事業主は、支給対象労働者に対して、支援期間（3か月間）のうちに以下の支援事業を行うこと。

- ① 3年間の指導育成計画の策定 ② 指導育成者（メンター）の選任及びメンターによる指導 ③ 指導育成計画に基づく研修の実施

東京都中小企業職業訓練助成金 職業能力開発センター	・自ら企画し実施する訓練（受講者2人以上） 助成対象受講者数×訓練時間数×430円 ・教育機関派遣訓練（受講者1人以上） 助成対象受講者1人1コースあたり受講料等 （※5）の2分の1（15,000円を上限）	◎自ら企画し実施する訓練・・・6時間以上12時間未満 ◎教育機関派遣訓練・・・・・・・・6時間以上20時間未満 （対象） ○建設業の雇用保険料率適用事業所であること、○受講者が雇用保険の被保険者であること、○事業主本人、同居の親族でないこと、○事業主が受講料を負担していること、○受講日当日も出勤扱いにして受講時間にも所定賃金が支払われていること ※①所定時間外に受講させる場合は割増し賃金を支払うこと、②給仕に受講させる場合は、振替休日か割増賃金を支払うこと
------------------------------	---	--

※ご注意 予算の範囲を超えた場合は、30年度途中であっても申請受付を終了することがありますので、あらかじめご了承ください

●申請に必要な帳簿類、労働条件通知書(雇用契約書)、出勤簿(タイムカード)、賃金台帳、就業規則(賃金規定他)、36協定(時間外・休日労働に関する協定届)

※ほとんどの助成金は、上記の帳簿類を提出することになります。労働法に違反していると支給されません。

※助成金について相談のある方は、東京土建社労士ネットにお寄せください
※「相談受付簿」に詳細を記入して、総合事業支援センターに申し込みください